

奈良県外国人観光客交流館条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十九号

奈良県外国人観光客交流館条例

(設置)

第一条 奈良県を訪れる外国人観光客の交通、宿泊等の利便を図り、外国人観光客に対する接遇を向上することにより、奈良県における観光産業の振興等に寄与するため、奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）を奈良市に設置する。

(事業)

第二条 交流館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 観光案内に関すること。
- 二 外国人観光客の宿泊等の利便を図ること。
- 三 外国人観光客に対し、日本文化等の体験及び奈良の産物等を紹介すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な事業（その他）

第三条 この条例に定めるもののほか、交流館に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。